

○内閣府告示第三百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 札幌市
- 二 構造改革特別区域の名称 札幌通訳案内士特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 札幌市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二二九）

○内閣府告示第三百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三条市
- 二 構造改革特別区域の名称 三条市「こくわ酒」特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 三条市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県
- 二 構造改革特別区域の名称 信州山岳高原観光特例通訳案内士特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二二九）

○内閣府告示第三百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下伊那郡松川町
- 二 構造改革特別区域の名称 南信州松川町りんごワイン・シードル特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県下伊那郡松川町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 日進市
- 二 構造改革特別区域の名称 日進市どぶろく・果実酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 日進市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳥取市及び鳥取県八頭郡八頭町
- 二 構造改革特別区域の名称 とっとり・やず果実酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鳥取市及び鳥取県八頭郡八頭町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 井原市
- 二 構造改革特別区域の名称 ぶどうの里 井原ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 井原市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 笠岡市、井原市、三原市、尾道市、福山市及び府中市並びに  
広島県神石郡神石高原町

二 構造改革特別区域の名称 備後ワイン・リキュール特区

三 構造改革特別区域の範囲 笠岡市、井原市、三原市、尾道市、福山市及び府中市並びに広島県神石郡神

石高原町の全域

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本  
方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））



○内閣府告示第三百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県東諸県郡綾町
- 二 構造改革特別区域の名称 綾町特産酒類ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮崎県東諸県郡綾町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 始良市
- 二 構造改革特別区域の名称 始良市 ドクダミ草リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 始良市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））